

身だしなみ自主規制について

令和6年12月18日改定

- 1 「学校のきまり」をしっかりと守る。
- 2 前髪は目にかからないようにする。
- 3 整髪料（ワックス・スプレー・ムースなど）は使用しない。
- 4 制汗剤は、無香料、または微香性の石けんの香りのものに限る。

補足

生活していく上で、必要だと判断したときは、身だしなみ自主規制は改定していく。その際、代表委員会や、臨時の生徒総会を開く場合がある。令和元年、令和2年5月の生徒総会において、大幅に項目を削除した。これは、現実の生徒の実態に合っていないこと、「学校のきまり」にも明記されていることを生徒会事務局が取り上げ、可決されたものである。

令和2年12月の生徒総会では、項目の削除と変更があった。身だしなみ自主規制がなくても自分達で判断できる学校を目指す中で、明記されていなくてもあたり前の基準となっていると判断された項目について削除と変更が可決された。

令和3年12月の生徒総会でも項目の削除と変更があった。自主規制の必要のない学校を目指したが実現しなかった。自主規制でなくなった項目は、これまで先輩方の取り組みにより削除してきたこと【南部中学校 学校生活あたりまえ基準】として残し、毎年新入生に確認できれば良いと考える。

令和5年および令和6年12月の生徒総会においても項目の削除があり現在の自主規制の内容となった。現在も身だしなみ自主規制がなくても自分達で判断できる学校を目指している。

南部中学校 学校生活あたりまえ基準

これまで先輩達の活動により自主規制から削除された項目

令和元年度までに

- ・剃り込み・髪を立てるなどの変形カットはしない。
- ・パーマなどの加工はしない。
(縮毛矯正が必要であれば変色させないことを条件に縮毛矯正を認める)
- ・髪の色は変えない。
- ・かばんは白または黒に近い色を基調にした華美でないものとする。
- ・制服に装飾・加工はしない。
- ・中に着るものでゆる首のものは着用してはいけない。

男子

- ・制服(冬服)のボタンは学校指定のものとし、裏ボタンは装飾のないものとする。
- ・髪が肩につかないようにする。
- ・ピンやゴムなど髪をとめるものは使用しない。(とめる必要がない長さまで髪を切る)

女子

- ・制服のスカート丈はひざがしっかりと隠れる長さにする。(折らない)
- ・制服のスカートはベルトを使用しない。
- ・髪が肩を越えたら、編むか束ねるかする。ハーフアップなどはしない。リボンを使用しない。
- ・髪を束ねるゴム、髪をとめるピンなどは黒・紺などの髪の色に近いもので装飾のないものとする。
- ・髪をとめるピンは必要最小限とする。
- ・髪をとめるピンやとめ具などは6cmを越えるもの(コンコルドなど)は使用しない。

令和2年度

- ・制服のボタンは全部とめる。
- ・キャラソックスは着用してはいけない。ただし、ワンポイントのものならば可とする。
- ・制服のスカート丈はひざがしっかりと隠れる長さにする。(折らない)
- ・制服のスカートはベルトを使用しない。
- ・髪が肩を越えたら、編むか束ねるかする。
- ・髪を束ねるゴム、髪をとめるピンなどは黒・紺などの髪の色に近いもので装飾のないものとする。
- ・髪をとめるピンは必要最小限とする。

令和3年度

- ・制汗剤は、無香料、または微香性の石けんの香りのものに限る。
- ・髪が肩を越えたら、編むか束ねるかする。
- ・髪を束ねるゴム、髪をとめるピンなどは黒・紺などの髪の色に近いもので装飾のないものとする。
- ・髪をとめるピンは必要最小限とする。

令和5年度

- ・眉毛を加工しない。
- ・かばんにつけるものは、お守りと学校で配布される反射キーホルダー以外はつけてはいけない。
- ・ベルトの色は黒・紺などの制服の色に近い色を使い、華美でないものを着用する。(男子)

令和6年度

- ・ジャージのファスナーは、半分の位置まで上げる。